

令和3年白老町議会定例会3月会議会議録（第5号）

令和3年3月19日（金曜日）

開 議 午前10時00分

散 会 午前11時05分

○議事日程 第5号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第18号 白老町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第22号 白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第24号 町道路線の認定について
- 第 5 議案第25号 町道路線の廃止について
- 第 6 予算等審査特別委員会の審査報告について
 - 議案第17号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第19号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第20号 白老町建築物のエネルギー消費性能向上計画認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第21号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第23号 白老町民交通障害保障条例を廃止する条例の制定について
 - 議案第 7号 令和3年度白老町一般会計予算
 - 議案第 8号 令和3年度白老町国民健康保険事業特別会計予算
 - 議案第 9号 令和3年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算
 - 議案第10号 令和3年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算
 - 議案第11号 令和3年度白老町介護保険事業特別会計予算
 - 議案第12号 令和3年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算
 - 議案第13号 令和3年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算
 - 議案第14号 令和3年度白老町水道事業会計予算
 - 議案第15号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算
 - 議案第16号 令和3年度白老町下水道事業会計予算
- 第 7 承認第 1号 議員の派遣承認について
- 第 8 意見書案第1号 住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書（案）
- 第 9 意見書案第2号 国民健康保険料の子どもの均等割減免の拡充に関する意見書（案）
- 第10 常任委員会の所管事務等調査の報告について
 - （総務文教常任委員会）
 - （産業厚生常任委員会）

(広報広聴常任委員会)

第11 諸般の報告

(次期所管事務調査の報告、要望書等の配付)

第12 休会について

○会議に付した事件

議案第18号 白老町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議案第24号 町道路線の認定について

議案第25号 町道路線の廃止について

予算等審査特別委員会の審査報告について

議案第17号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 白老町建築物のエネルギー消費性能向上計画認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第23号 白老町民交通障害保障条例を廃止する条例の制定について

議案第7号 令和3年度白老町一般会計予算

議案第8号 令和3年度白老町国民健康保険事業特別会計予算

議案第9号 令和3年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第10号 令和3年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算

議案第11号 令和3年度白老町介護保険事業特別会計予算

議案第12号 令和3年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算

議案第13号 令和3年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算

議案第14号 令和3年度白老町水道事業会計予算

議案第15号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算

議案第16号 令和3年度白老町下水道事業会計予算

承認第1号 議員の派遣承認について

意見書案第1号 住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書(案)

意見書案第2号 国民健康保険料の子どもの均等割減免の拡充に関する意見書(案)

常任委員会の所管事務等調査の報告について

(総務文教常任委員会)

(産業厚生常任委員会)

(広報広聴常任委員会)

○出席議員(14名)

1 番 久 保 一 美 君	2 番 広 地 紀 彰 君
3 番 佐 藤 雄 大 君	4 番 貳 又 聖 規 君
5 番 西 田 祐 子 君	6 番 前 田 博 之 君
7 番 森 哲 也 君	8 番 大 淵 紀 夫 君
9 番 吉 谷 一 孝 君	10 番 小 西 秀 延 君
11 番 及 川 保 君	12 番 長 谷 川 か お り 君
13 番 氏 家 裕 治 君	14 番 松 田 謙 吾 君

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

13 番 氏 家 裕 治 君	1 番 久 保 一 美 君
2 番 広 地 紀 彰 君	

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	戸 田 安 彦 君
副 町 長	古 俣 博 之 君
副 町 長	竹 田 敏 雄 君
教 育 長	安 藤 尚 志 君
総 務 課 長	高 尾 利 弘 君
財 政 課 長	大 黒 克 巳 君
企 画 課 長	工 藤 智 寿 君
経 済 振 興 課 長	富 川 英 孝 君
農 林 水 産 課 長	三 上 裕 志 君
生 活 環 境 課 長	本 間 力 君
町 民 課 長	岩 本 寿 彦 君
建 設 課 長	下 河 勇 生 君
健 康 福 祉 課 長	久 保 雅 計 君
子 育 て 支 援 課 長	渡 邊 博 子 君
学 校 教 育 課 長	鈴 木 徳 子 君
消 防 長	笠 原 勝 司 君
病 院 事 務 長	村 上 弘 光 君
代 表 監 査 委 員	菅 原 道 幸 君
予 防 課 長	本 間 佳 令 君
経 済 振 興 課 参 事	白 杵 誠 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局 長 高橋 裕明 君
主 査 小野寺 修男 君

◎開議の宣告

○議長（松田謙吾君） ただいまから休会前に引き続き議会を再開いたします。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（松田謙吾君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、13番、氏家裕治議員、1番、久保一美議員、2番、広地紀彰議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎議案第18号 白老町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第2、議案第18号 白老町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

渡邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（渡邊博子君） 議18—1をお開きください。議案第18号 白老町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年2月24日提出。白老町長。

附則でございます。この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議18—2をお開きください。議案説明でございます。放課後児童クラブは、共働き世帯の増加や働き方の多様化等により、時間の延長に対するニーズが高まっていることから、平日の開設時間を午後6時30分までとし、保護者が子育てと就労を両立しやすい環境を整えるため、本条例の一部を改正するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

白老町放課後児童クラブ条例新旧対照表

改正前	改正後
（開設日時及び開設時間）	（開設日時及び開設時間）
第3条 略	第3条 略
2 児童クラブの開設時間は、次のとおりとする。	2 児童クラブの開設時間は、次のとおりとする。
（1）月曜日から金曜日まで 午前8時から午後6時	（1）月曜日から金曜日まで 午前8時から午後6時30分
（2）略	（2）略

(3) 学校長期休業日 午前8時から午後 6時(土曜日を除く。)	(3) 学校長期休業日 午前8時から午後 6時30分(土曜日を除く。)
3 略	3 略

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第18号 白老町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号 白老町火災予防条例の一部を改正する条例の 制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第3、議案第22号 白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

本間予防課長。

○予防課長（本間佳令君） 議22—1をお開きください。議案第22号 白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年2月24日提出。白老町長。

議22—2をお開きください。

附則。

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の白老町火災予防条例第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に

関する基準の適用については、なお従前の例による。

議22—4をお開きください。議案説明でございます。対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める条例の一部改正により、電気自動車等に用いる急速充電設備に係る基準の適用範囲が拡大されたことに伴い、その設備を設置する際の基準を改めるとともに、全出力50キロワット以上の急速充電設備を設置する際の届出を義務づけるため、本条例の一部を改正するものである。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

白老町火災予防条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(燃料電池発電設備)</p> <p>第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備 (固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、溶融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第17条の2並びに第51条第10号において同じ。)の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号(ウ、ス及びセを除く。)、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第11条第1項(第7号を除く。)並びに第12条第1項(第2号を除く。)の規定を準用する。</p>	<p>(燃料電池発電設備)</p> <p>第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備 (固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、溶融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第17条の2並びに第51条第11号において同じ。)の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号(ウ、ス及びセを除く。)、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第11条第1項(第7号を除く。)並びに第12条第1項(第2号を除く。)の規定を準用する。</p>
<p>2～5 略</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び</p>	<p>2～5 略</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、<u>電気自動車等</u>(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。<u>第12号において同じ。</u>)をいう。以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力<u>200キロワット</u>を超えるものを除く。))</p>

管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長又は消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) コネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。

(12) 略

ア 略

イ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(13) 略

(14) 略

2 略

と。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(16) 略

ア 略

イ 異常な高温とならないこと。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(17) 略

(18) 略

2 略

(火を使用する設備等の設置の届出)	(火を使用する設備等の設置の届出)
第51条 略	第51条 略
(1)～(9) 略	(1)～(9) 略
	<u>(10) 急速充電設備（全出力50キロワット 以下のものを除く。）</u>
<u>(10) 略</u>	(11) 略
<u>(11) 略</u>	<u>(12) 略</u>
<u>(12) 略</u>	<u>(13) 略</u>
<u>(13) 略</u>	(14) 略
<u>(14) 水素ガスを充てんする気球</u>	<u>(15) 水素ガスを充填する気球</u>

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第22号 白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号 町道路線の認定について

○議長（松田謙吾君） 日程第4、議案第24号 町道路線の認定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

舩田建設課参事。

○建設課参事（舩田紀和君） 議24—1をお開きください。議案第24号でございます。町道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、次のとおり路線を認定するものとする。

令和3年2月24日提出。白老町長。

続きまして、議24—2をお開きください。議案説明でございます。町道路線の認定について。

下記の理由により、町道に認定するものである。記、末広東町通り、末広町1丁目1000番57地先から道道白老停車場線に通じる路線で、白老駅自由通路新設に伴い、町道の改変があることから新たに認定するものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第24号 町道路線の認定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号 町道路線の廃止について

○議長（松田謙吾君） 日程第5、議案第25号 町道路線の廃止についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

舛田建設課参事。

○建設課参事（舛田紀和君） 議25—1をお開きください。議案第25号です。町道路線の廃止について。

道路法第10条第1項の規定により、次のとおり路線を廃止するものとする。

令和3年2月24日提出。白老町長。

続きまして、議25—2をお開きください。議案説明です。町道路線の廃止について。下記の理由により、町道を廃止するものである。記、社台北6番線、国道36号線より字社台375番54地先に通じる路線で、社台牧場通り踏切が閉鎖されることから本路線を廃止するものであります。次に、末広東町通り、白老駅自由通路が新設されることから本路線を廃止するものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第25号 町道路線の廃止について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

-
- ◎議案第17号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第19号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第20号 白老町建築物のエネルギー消費性能向上計画認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第21号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第23号 白老町民交通障害保障条例を廃止する条例の制定について
 - 議案第7号 令和3年度白老町一般会計予算
 - 議案第8号 令和3年度白老町国民健康保険事業特別会計予算
 - 議案第9号 令和3年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算
 - 議案第10号 令和3年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算
 - 議案第11号 令和3年度白老町介護保険事業特別会計予算
 - 議案第12号 令和3年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算
 - 議案第13号 令和3年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算
 - 議案第14号 令和3年度白老町水道事業会計予算

議案第15号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算

議案第16号 令和3年度白老町下水道事業会計予算

○議長（松田謙吾君） 日程第6、議案第17号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 白老町建築物のエネルギー消費性能向上計画認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号 白老町民交通障害保障条例を廃止する条例の制定について、議案第7号 令和3年度白老町一般会計予算、議案第8号 令和3年度白老町国民健康保険事業特別会計予算、議案第9号 令和3年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第10号 令和3年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算、議案第11号 令和3年度白老町介護保険事業特別会計予算、議案第12号 令和3年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算、議案第13号 令和3年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算、議案第14号 令和3年度白老町水道事業会計予算、議案第15号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算、議案第16号 令和3年度白老町下水道事業会計予算、以上令和3年度各会計予算10件とこれに関連する条例の一部改正及び廃止5件、合わせて15件を一括して議題に供します。

本件については、3月9日の本会議において予算等審査特別委員会に付託し、審査をいただいているところでありますが、その審査結果について委員長から報告書が提出されております。予算等審査特別委員会委員長の報告を求めます。

吉谷一孝委員長。

〔予算等審査特別委員会委員長 吉谷一孝君登壇〕

○予算等審査特別委員会委員長（吉谷一孝君） 予算等審査特別委員会、委員会審査報告書。

本委員会に付託された次の議案について、その審査結果を白老町議会委員会規則第21条の規定により報告します。

1、付託議案。

(1)、議案第17号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

(2)、議案第19号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

(3)、議案第20号 白老町建築物のエネルギー消費性能向上計画認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

(4)、議案第21号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。

(5)、議案第23号 白老町民交通障害保障条例を廃止する条例の制定について。

(6)、議案第7号 令和3年度白老町一般会計予算。

(7)、議案第8号 令和3年度白老町国民健康保険事業特別会計予算。

(8)、議案第9号 令和3年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算。

(9)、議案第10号 令和3年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算。

- (10)、議案第11号 令和3年度白老町介護保険事業特別会計予算。
- (11)、議案第12号 令和3年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算。
- (12)、議案第13号 令和3年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算。
- (13)、議案第14号 令和3年度白老町水道事業会計予算。
- (14)、議案第15号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算。
- (15)、議案第16号 令和3年度白老町下水道事業会計予算。

2、審査の経過。

令和3年3月9日に再開された定例会3月会議において、本委員会に付託されたので、3月16日、17日、18日の3日間にわたり委員会を開催し慎重に審議した。

3、審査の結果。

(1)、議案第17号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。

(2)、議案第19号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。

(3)、議案第20号 白老町建築物のエネルギー消費性能向上計画認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。

(4)、議案第21号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。

(5)、議案第23号 白老町民交通障害保障条例を廃止する条例の制定について、可決すべきものと決定。

(6)、議案第7号 令和3年度白老町一般会計予算、可決すべきものと決定。

(7)、議案第8号 令和3年度白老町国民健康保険事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

(8)、議案第9号 令和3年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

(9)、議案第10号 令和3年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

(10)、議案第11号 令和3年度白老町介護保険事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

(11)、議案第12号 令和3年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

(12)、議案第13号 令和3年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

(13)、議案第14号 令和3年度白老町水道事業会計予算、可決すべきものと決定。

(14)、議案第15号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算、可決すべきものと決定。

(15)、議案第16号 令和3年度白老町下水道事業会計予算、可決すべきものと決定。

以上であります。

○議長（松田謙吾君） ただいま委員長から報告がありましたが、これに対して何か質問などはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質問なしと認めます。

次に、議案ごとに順次討論、採決を行うわけではありますが、この際お諮りいたします。既に予算等審査特別委員会において各議案の討論を行っておりますので、討論を省略し、直ちに各議案の採決をいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 異議なしと認めます。

それでは、そのように取扱いをさせていただきます。

議案第17号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第17号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第19号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第19号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第20号 白老町建築物のエネルギー消費性能向上計画認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第20号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第21号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第21号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第23号 白老町民交通障害保障条例を廃止する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第23号は委員長報告のとおり決定いたしました。
議案第7号 令和3年度白老町一般会計予算、採決いたします。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（松田謙吾君） 反対、日本共産党、7番、森哲也議員、8番、大淵紀夫議員。賛成11名、
反対2名。

よって、議案第7号は委員長報告のとおり決定いたしました。
議案第8号 令和3年度白老町国民健康保険事業特別会計予算、採決いたします。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第8号は委員長報告のとおり決定いたしました。
議案第9号 令和3年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算、採決いたします。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第9号は委員長報告のとおり決定いたしました。
議案第10号 令和3年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算、採決いたします。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第10号は委員長報告のとおり決定いたしました。
議案第11号 令和3年度白老町介護保険事業特別会計予算、採決いたします。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第11号は委員長報告のとおり決定いたしました。
議案第12号 令和3年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算、採決いたします。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第12号は委員長報告のとおり決定いたしました。
議案第13号 令和3年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算、採決いたします。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第13号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第14号 令和3年度白老町水道事業会計予算、採決いたします。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第14号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第15号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算、採決いたします。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第15号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第16号 令和3年度白老町下水道事業会計予算、採決いたします。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第16号は委員長報告のとおり決定いたしました。

◎承認第1号 議員の派遣承認について

○議長（松田謙吾君） 日程第7、承認第1号 議員の派遣承認についてを議題に供します。
本件につきましては、別紙のとおり、胆振管内町村議会議長会定期総会などが予定されております。

承認第1号 議員の派遣承認については、別紙のとおり派遣いたしたいと思います。

なお、日程の変更等細部の取扱いについては、あらかじめ議長に一任いただきたいと思います
ますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松田謙吾君） 異議なしと認めます。

承認第1号 議員の派遣承認について、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

◎意見書案第1号 住まいと暮らしの安心を確保する居住支援 の強化を求める意見書（案）

○議長（松田謙吾君） 日程第8、意見書案第1号 住まいと暮らしの安心を確保する居住支
援の強化を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者から説明を求めます。

12番、長谷川かおり議員。

[12番 長谷川かおり君登壇]

○12番（長谷川かおり君） 意見書案第1号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書（案）

我が国においては空き家等が増える一方、高齢者、障がい者、低所得者、ひとり親家庭、外国人、刑務所出所者等住居確保要配慮者は増え、頻発する災害による被災者への対応も急務となっている。

また、新型コロナウイルスの影響が長期化する中、家賃の支払いに悩む人が急増し、生活困窮者自立支援制度の住居確保給付金の支給決定件数は、令和2年4月から9月までの半年間で10万件を超え、令和元年度のおよそ26倍に上がっている。

住まいは生活の重要な基盤であり、全世代型社会保障の基盤であることから、住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化は喫緊の課題となっている。

よって、国会及び政府において、下記の事項を速やかに実施するよう、強く要望する。

記

1. 住居確保給付金の利用者の状況等実態調査を踏まえ、住居確保給付金の支給期間の延長、収入要件の公営住宅入居収入水準への引き上げ、支給上限額の近傍同種の住宅の家賃水準への引き上げなど、より使いやすい制度へ見直すこと。
2. 住居確保給付金の受給者や低所得のひとり親家庭など住まいの確保に困難を抱えている人が住んでいる家をそのままセーフティーネット住宅として登録し、転居することなく、公営住宅並みの家賃で住み続けることができるよう、公募原則の適用を外すとともに、住宅セーフティーネット制度の家賃低廉化制度を大幅に拡充すること。
3. 空き家などの改修・登録に取り組む不動産事業者と貸主へのインセンティブ強化や新型コロナウイルス感染症拡大防止等を推進するため、住宅セーフティーネット制度の改修費補助及び登録促進に係る取組への支援を拡充すること。
4. 住宅セーフティーネット制度の家賃債務保証料の低廉化制度を拡充し、残置物処分費用や原状回復費用に係る貸主の負担軽減を図ること。
5. 居住支援法人活動支援事業において、入居件数や住宅の類型別の単価に加え、特に支援に困難を伴う障がい者や刑務所出所者等への支援を手厚く評価し、加算する制度を設けること。
6. 令和2年度第二次補正予算において創設した、生活困窮者及び生活保護受給者に対して、相談受付・住まい確保のための支援・住まい確保後の定着支援など相談者の状況に応じた一貫した支援を可能とする事業を、来年度以降も継続的かつ全国で実施できるよう恒久化し、取組自治体の増加を図ること。
7. 刑務所を出所した後の帰住先の調整がなかなかつかない高齢者や障がい者等に対し、保護観察所や更生保護施設等が受刑中から支援を実施し、居住支援法人等と連携しながら適切な帰住先を確保するとともに、出所後も切れ目のない、息の長い見守り支援を訪問型で行う事業を創設すること。また、自立準備ホームの登録増を推進すること。
8. 住生活基本法や住宅セーフティーネット法等住宅施策全般において、国土交通省と厚生労働省、都道府県・市区町村の役割・責務を明確化するとともに、法律を共管とするなど

抜本的な連携強化を図ること。また、支援ニーズの把握・見える化・共有を推進し、市区町村における居住支援協議会設置や住生活基本計画の策定促進等、地方自治体における住宅行政と福祉行政のより一層の連携化を図ること。

9. 令和3年度から改正社会福祉法に基づきスタートする重層的支援体制整備事業において、必要な予算を確保して居住支援などの参加支援の充実を図る等、市町村の包括的支援体制の構築を進め、必要な支援の提供を進めること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第1号 住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することにいたします。

◎意見書案第2号 国民健康保険料の子どもの均等割減免の拡充に関する意見書（案）

○議長（松田謙吾君） 日程第9、意見書案第2号 国民健康保険料の子どもの均等割減免の拡充に関する意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 意見書案第2号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

国民健康保険料の子どもの均等割減免の拡充に関する意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

国民健康保険料の子どもの均等割減免の拡充に関する意見書（案）

政府においては、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国、地方の取組として、2022年4月から未就学児にかかる国民健康保険料均等割額の5割を軽減することを決めました。

国民健康保険はほかの健康保険とは違って世帯員数に応じた均等割保険料がかかります。世帯員数は子育て中の家庭など、多人数世帯ほど負担が重くなっています。また、少子化対策の

充実にも逆行しているとして、その軽減を求める声も高まっています。

よって、その対象を未就学児に限ることなく、小学生など、義務教育対象児に拡大が期待されています。

国会及び政府においては、少子化対策の拡充のためにも、国民健康保険における子どもの均等割額のさらなる拡充策を検討されるよう強く要望します。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第2号 国民健康保険料の子どもの均等割減免の拡充に関する意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎常任委員会の所管事務等調査の報告について

○議長（松田謙吾君） 日程第10、常任委員会の所管事務等調査の報告について、各常任委員会から調査結果の報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員会吉谷一孝委員長。

〔総務文教常任委員会委員長 吉谷一孝君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（吉谷一孝君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

- 1、調査事項、白老町のアイヌ施策の現状と課題。
- 2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、説明のために出席した者の職・氏名、6、団体からの出席者、7、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりです。
- 8、調査結果。

本委員会は、白老町のアイヌ施策の現状と課題について、担当課から説明を受けて経過、現状及び課題を把握し、分科会において白老アイヌ協会との懇談を行うなど所管事務調査を終了したので、その内容を次のとおり報告する。

（1）、総務文教常任委員会。

経緯と現状。

近年の白老町におけるアイヌ施策は、昭和23年（1948年）白老アイヌ協会の設立、昭和42年

(1967年) 町立白老民族資料館の開設、昭和51年(1976年)(財)白老民族文化伝承保存財団(昭和59年(1984年)に(財)アイヌ民族博物館に改称)の設立などによって取り組まれ、その後の法律制定や国際連合・国会による宣言・決議などにより、まちにおいても方針・計画の策定により事業が実施されてきた。

白老町総合計画でのアイヌ施策の位置づけは、第2次ではアイヌ民族文化の伝承保存、第3次ではアイヌ民族文化活動の充実及び国際民族文化交流拠点の形成、第4次ではアイヌ民族博物館の運営及び中核イオルの整備促進、第5次では民族共生の象徴となる空間の整備促進、現在の第6次ではアイヌ文化の理解促進・普及啓発、アイヌ文化伝承活動団体への支援、アイヌ文化の伝統的生活空間の再生を掲げている。

また、平成19年(2007年)には白老町アイヌ施策基本方針を策定した。その目的は、①、アイヌ民族の誇りを高める。②、全町民がアイヌ民族への正しい認識と理解を深める。③、互いの文化を尊重し合える社会の実現に努める。④、多文化共存による地域繁栄を推進する。ことであり、重点施策として、⑤、アイヌ民族、文化を正しく認識し尊重する社会を創造します。⑥、アイヌ文化の振興と伝承に努めます。⑦、アイヌ民族の歴史や文化に関する教育の振興を図ります。⑧、産業の振興、生活環境の充実に努めます。⑨、アイヌ民族に関する行政を総合的に推進します。として、基本方針に基づく計画の作成、施策の実施等が明記された。

さらに、令和元年(2019年)5月に施行されたアイヌ施策推進法に基づき、白老町におけるアイヌ施策を推進するための地域計画を策定し国の認定を受け、文化振興事業、地域・産業振興事業及びコミュニティ活動支援事業などを実施している。

課題。

アイヌ総合政策課からは、まちの基本方針の策定から10年以上が経過し、アイヌ施策推進法では、従来のアイヌ文化振興や生活向上施策に加え、地域振興、産業振興、観光振興等も新たに支援措置が実施されることとなっているが、課題としてまちの方針が現在のアイヌを取り巻く状況や新法の趣旨を十分に反映できていないため、令和3年度に白老町アイヌ施策基本方針等の見直しが予定されている。

また、白老アイヌ協会からは、まちのアイヌ文化に関するさらなる発信による理解促進及び白老町のアイヌ文化の伝承や儀式の充実が必要であり、特に精神文化を伝えていくことが重要であると示された。さらに協会として収益事業も含めてアイヌ文化伝承活動を自立して進めたいが、まちとの連携や役割分担も必要としている。文化伝承や人材育成などでは多くの人が参加できる体制づくりや事業の拡充が課題である。

委員会意見。

これら白老町のアイヌ施策の現状と課題を調査した結果、本委員会では、現在の状況に至るまでの経緯を踏まえ、将来への展望・取組を明確にしていくことが必要であるとの意見がまとめられた。具体的な課題としては、①、国と町の役割・施策の違い、②、自立や権利に関わる内容、③、精神文化の捉え方、④、アイヌ団体の拡充・協調などを挙げた。

課題解決に向けた第一歩として「町としての姿勢を町民に示さなければならない」との意見があった。そのためには平成19年度に策定した白老町アイヌ施策基本方針を見直し、推進計画

の策定を促す必要がある。また、方針や計画の改定に当たって、本委員会からはアイヌ関係者の意見、町民のニーズや参加方法などを調査して、計画執行・取組についても調査が必要である。

白老町のアイヌ施策の充実、行政だけで取り組むには限界があるため、アイヌ関係者や町民と協働し推進を図ること。文化活動と経済活動、生活向上のどれに重点を置いていくのか認識の共有化と着実な推進が必要である。

活動施設などの改築には、多額の財源が必要となるが、町費だけでなく、国や道の補助金、交付金の有効活用を図り、町が事務局となって内容を十分に協議し推進していく必要がある。

このたびの所管事務調査は、白老町のアイヌ施策の現状と課題を取り上げたが、施策の推進には、まちの状況をはじめ、北海道や国、さらには国際的にも大きく影響を与えていることが明確になり、そこで活動するアイヌ関係者の立場や状況も鑑みて、今後、本委員会としても調査・検証を続け、方向性や取組を示していくこととしたい。

(2)、総務文教分科会。

総務文教分科会は、一般社団法人白老アイヌ協会との懇談を実施した。なお、その内容については、別紙「活動報告書」のとおりである。

以上であります。

○議長（松田謙吾君） 次に、産業厚生常任委員会広地紀彰委員長。

〔産業厚生常任委員会委員長 広地紀彰君登壇〕

○産業厚生常任委員会委員長（広地紀彰君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

- 1、調査事項、子ども・子育て支援の進捗と今後に向けて。
- 2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、説明のために出席した者の職・氏名、6、団体からの出席者、7、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりであります。
- 8、調査結果。

本委員会は、担当課の説明及び子育て支援団体との懇談を行い、子ども・子育て支援の進捗と今後に向けての所管事務調査を終了したので、その内容を次のとおり報告する。

(1)、産業厚生常任委員会。

子ども・子育て支援の進捗と今後に向けて。

本調査を進めるに当たり第1期白老町子ども・子育て支援事業計画（平成26年度から令和元年度）の取組状況について調査を行った。

人口動向は少子高齢化が進行してきており、本町の出生数は平成26年80人、平成30年54人、令和2年では50人を下回る状況である。女性の就労状況は本町の20歳から24歳、30歳から44歳の年齢では、北海道平均より高い就労率となっている。子育てを取り巻く環境は核家族化の進展や地域の希薄化などにより、子育てをめぐる地域や家庭環境が変化している。また、共働き家庭が増加するとともに仕事と子育ての両立を希望する方の環境整備が求められる。そのようなことから就労の有無や状況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、喜びを感じながら子育てができるように町では以下の子育て支援事業を進めてきた。

- ①、保育園・認定こども園の適正配置。
- ②、新生児誕生を祝う子育て支援パッケージ事業。
- ③、ゼロ歳児から中学生まで、入院・通院医療費の自己負担を助成する。
- ④、子供の預かり。
 - ア、ファミリー・サポート・センター事業、NPO法人お助けネットに委託。
 - イ、保育園での一時預かり。
 - ウ、時間外保育事業（延長保育事業）、19時まで。
 - エ、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センターで実施。
 - オ、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、児童数約30%が利用。
- ⑤、交流の場の充実、地域子育て支援拠点事業。
 - ア、子育てふれあいセンターすくすく3・9（平成19年開設）。
 - イ、子ども発達支援センターひだまり（平成14年開設）。
- ⑥、相談支援。
 - ア、訪問型家庭教育支援事業、家庭教育支援員4名配置。
 - イ、子育て世代包括支援センター相談業務、令和元年7月開設。
- ⑦、その他。
 - ブックスタート、紙おむつの無料回収、副食費補助等。
 - 子育て支援の今後に向けて。

令和元年度に実施したまちづくり町民意識調査において、若者が魅力に感じる仕事・産業の育成、出産・育児・子育て支援が上位を占めていることから、雇用及び子育て環境の充実の必要性がうかがえる。本町も地域創生の観点を持ちながら、子供と家庭を取り巻く環境が大きく変化してきている中、町内の全ての子供たちの育ちと保育者の子育てを支援するために、第2期白老町子ども・子育て支援事業計画（令和2年度から令和6年度）では、新たに子供の貧困対策の推進や子供の人権保障の推進を盛り込み、第1期計画の事業の充実を図っていく取組としては下記のとおりである。

- ①、受入れ態勢の強化。
 - ア、児童受入れのための保育体制整備（保育士確保等）。
 - イ、休日預かり・病児預かりの充実（ファミリー・サポート・センターの充実など）。
 - ウ、放課後児童クラブ受入れ時間の拡大（平日午後6時を6時30分に）。
 - エ、放課後児童クラブの運営方針検討。
 - オ、老朽化する施設の整備及び運営方針の検討。
- ②、地域子育て支援の充実。
 - ア、SNSやオンライン子育て相談等情報提供の充実、令和3年2月開設。
 - イ、相談機能の充実（地域子育て支援拠点事業、訪問型家庭教育支援事業、子育て世代包括支援センター等）。
- ③、発達を支える環境づくり。
 - ア、子ども発達支援センターの機能充実。

イ、保育園・学校・児童相談所等、関係機関との連携強化。

委員会意見。

少子化が進む中においても、働く母親の増加などワークライフバランスの進展や、虐待防止、子供の貧困、子育ての孤立化など社会情勢の変化を踏まえると、子育て支援課で担う施策の重要性はより一層高まっていると捉える。こうした情勢下において、まず子育てを支援できる担い手の確保が重要である。資格を有するが職務に就いていないなどの潜在的保育士のバンク化も有効と考える。また、子ども発達支援センターでは、核家族化の進行もあり相談件数も増えている。オンライン相談などコロナ禍にも対応した取組を理解する一方、今後も民間団体や事業所とも連携を図り、本町の子育て支援体制の拡充に努めるべきである。

こうした子育て支援の必要性を踏まえると、子育て施策を規定する白老町子ども・子育て支援事業計画は非常に重要であり、取組の重点化や切れ間ない計画立案が求められるものである。また、第6次総合計画の重点プロジェクト人口減抑制の一翼を担う観点から見ても、総合計画との整合性が図られるべきであり、各課横断的な体制をもって施策に反映され実行されるべきである。計画の重要性から鑑みるに、年度ごとに進行管理が図られなくてはならないと考える。さらに、総合計画策定の背景にあるSDGs（持続可能な開発目標）の観点から、ダイバーシティ（多様性の尊重）や男女の垣根をなくすジェンダーフリー（男女の垣根を越えて自由に活躍できること）の考え方を、子育て施策にも反映させるべきとの意見も出された。

本常任委員会の議論では、本町の子育て支援対策や官民挙げての子育て関連事業は、他の自治体に引けを取らないと評価する意見も出されている。白老の未来をつくる子供を育てる施策展開に、より一層の責任と誇りを持ちながら取り組まれることを訴えるとともに、本町の子育て施策が、まちの魅力として町内外に発信されることが、白老のまちづくりにつながっていくと考える。

（2）、産業厚生分科会。

産業厚生分科会は、児童発達支援・放課後等デイサービスmananaとの懇談を実施した。その内容については、別紙活動報告書のとおりであります。

以上であります。

○議長（松田謙吾君） 次に、広報広聴常任委員会西田祐子委員長。

〔広報広聴常任委員会委員長 西田祐子君登壇〕

○広報広聴常任委員会委員長（西田祐子君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務などの調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

1、調査事項、(1)、小委員会、①、議会広報・広聴の調査及び研究に関する事項、②、議会だよりの編集及び発行に関する事項。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりであります。

6、調査報告。

本委員会は所管事務調査として、議会広報・広聴の調査及び研究に関する事項、議会だよりの編集及び発行に関する事項の調査を終了したことから、次のとおり報告する。

(1)、小委員会。

①、議会改革検討項目（広報広聴機能強化）について。

議会運営委員会から第5次議会改革検討項目として付託を受けた、議会報告会・議会懇談会の在り方について結論を出した。

昨年来のコロナ感染症防止のため不特定多数の方々を集めることは避けるべきとの結論に至り、活動報告をビデオ撮影して動画配信することとした。動画配信を利用した報告会や懇談会を他自治体も行っていることから、議会報告会を5月に試行的に行うこととした。

議会懇談会は9月下旬から10月上旬に実行することを決定した。

②、議会広聴活動の充実について。

令和3年の常任委員会年間計画について、協議を進め決定した。議会報告会等へのSNS活用による検討を進めることを目的として、ズームの実体験による検証を進めた。ファシリテーター研修を実施することを決定した。

③、議会広報活動の充実について。

議会広報活動（議会だより）のさらなる充実を目指して、令和2年度町村議会広報研修会の動画視聴による勉強会を実施した。議会フェイスブックの閲覧件数を増やすことを目的として、議会だより第174号表紙からフェイスブックQRコードを貼付することに決定した。表紙の写真年間テーマを「子ども・子育て」並びに「未来を託す起業家たち」と決定した。議会だよりを令和3年度の後半より大幅な改革を行うこととした。まずは、高齢者にも見やすい原稿に努めることとして、行数の削減と文字を大きくすることとした。

④、議会広報の編集及び発行について。

議会だより第174号の編集・発行を行った。

以上であります。

○議長（松田謙吾君） ただいまそれぞれの委員会から報告がございましたが、この報告に対して何か質問がありましたら、どうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） それでは、これをもって報告済みといたします。

◎諸般の報告

○議長（松田謙吾君） 日程第11、議長から諸般の報告をいたします。

休会中の各委員会における所管事務等の調査について報告いたします。議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会及び広報広聴常任委員会の委員長から、委員会規則第17条の規定により、お手元に配付いたしました通知書のとおり休会中における所管事務等の調査の申出がありました。それぞれの委員会においては、調査等よろしくお願いいたします。

次に、皆様には要望書等3件を前もって配付しております。それぞれ関係する団体等から提出され、いずれも重要事項の解決、要望を趣旨としたものであり、議員各位にはその趣旨を十分にご理解賜り、それぞれの立場でしかるべく措置をいただきたくお願いいたします。

◎休会の議決

○議長（松田謙吾君） 日程第12、休会についてお諮りいたします。

通年議会のため、3月31日まで休会となっておりますが、この後休会日を変更して明日20日から6月30日までの103日間を休会といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

明日20日から6月30日までの103日間を休会といたします。

◎散会の宣告

○議長（松田謙吾君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午前11時05分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 松 田 謙 吾

署 名 議 員 氏 家 裕 治

署 名 議 員 久 保 一 美

署 名 議 員 広 地 紀 彰